

グリーンキャブの台数増加 ～ニューヨーク市内におけるタクシーサービスの環境改善へ～

ニューヨーク事務所

2014 年 6 月 9 日(月)、ニューヨーク市タクシー・リムジン委員会(TLC / New York City Taxi and Limousine Commission、以下「TLC」という。)のミーラ・ジョシ委員長は、マンハッタン区以外でのタクシーサービス強化を目的に導入されたグリーンキャブの営業許可証(メダリオン)の追加発行を 8 月から行うと発表しました。グリーンキャブのメダリオンの発行は今回で 2 回目となり、新たに 6,000 枚が発行されます。

1 そもそもイエローキャブ (Yellow Cab) とは

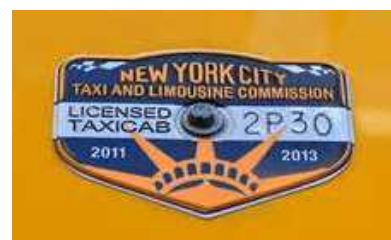
ニューヨーク市では、会社の別に係らず、流し営業を行う全てのタクシーが黄色に塗装され「イエローキャブ」と呼ばれています。その名称は、シカゴを拠点とするタクシー会社(現社名: Yellow Cab Chicago Inc.)とタクシー製造会社(Yellow Cab and Yellow Truck and Coach Manufacturing Company)が起源といわれ、また車両の色は、1915 年にレンタカー会社「ハーツ」の創業者 John D. Hertz が、「遠くからでも最も目立つ色は黄色である」という研究結果に基づいて、黄色に塗装したのが始まりです。イギリス・ロンドンを走る黒色の「ロンドンタクシー」と並び、世界で最も有名なタクシーの一つであり、現在、約 13,000 台のイエローキャブが、TLC に登録されています。ニューヨーク市の人口は約 840 万人¹



(2013 年 6 月現在)ですので、単純計算で人口約 646 人に 1 台の割合となります。これを東京で置き換えてみると、東京の中心部(23 区と三鷹市、武蔵野市併せて約 940 万人²)におけるタクシー台数は 42,148 台³(2014 年 4 月現在)となり、単純計算すると 223 人/台です。マンハッタン区にいと、どこでも見かけるイエローキャブですが、東京と比較すると、かなり台数は少ないと言えます。

2 メダリオン (Medallion) とは

タクシー運転手やタクシー会社は、TLC が発行する免許がないと営業を行うことが出来ず、この権利のことをメダリオンと呼びます。TLC はニューヨーク市交通局に属しますが、メダリオンは TLC によって管理され、その枚数は約



¹ <http://www.nyc.gov/html/dcp/html/census/popcur.shtml>

² 東京都 HP <http://www.toukei.metro.tokyo.jp/juukim/2014/jm14010000.htm>

³ 公益財団法人東京タクシーセンターHP <http://www.tokyo-tc.or.jp/business/index.html>

13,000 枚に制限されています。そのため、メダリオンが投資目的に利用され、転売され続けた結果、昨年、遂に一枚のメダリオンに対し 100 万ドルを超える値が付けられました。実際にタクシーの運営を行っているのは、市内に複数ある「フリート」と呼ばれるマネジメント組織です。各フリートがメダリオンと車を所有していることから、イエローキャブの運転免許を持った各ドライバーは、リース料を払って車を借り、運転しています。それ以外としては、個人が副業的に複数のメダリオンをドライバーに貸し出している場合や、ドライバーが自身でメダリオンと車を所有している場合があります。

3 イエローキャブの現状



ニューヨーク市では、これまでイエローキャブ以外のタクシー（リバリーキャブ⁴）に対しては、路上で客を拾う行為（流し営業）を禁止していました。その一方で、イエローキャブの多くは、マンハッタン区及び空港で営業を行うため、それ以外の場所ではイエローキャブを捕まえるのが困難であり、タクシー不足が深刻な問題となっていました。

イエローキャブを、マンハッタン区及び空港以外では見かけない理由としては、ドライバーが、売上を重視するあまり、マンハッタン区以外へ行きたい乗客の乗車を拒否することが挙げられます。マンハッタン区以外へ乗客を運んだ場合、そこからマンハッタン区へ戻る間は、乗客不在となることから、時間とガソリン代が無駄になるためです。その現象は、夜間等は特に顕著となり、ドライバーは、乗車させる前に行き先を聞き、マンハッタン区以外の行き先の場合は、乗客させずに立ち去ってしまいます。そのため、乗客側も、イエローキャブに乗ってドアを閉める（日本のように自動ではなく手動）までは行き先を告げない等して対処しています。

元々、イエローキャブの乗車拒否は違法です。それにもかかわらず、そのような乗車拒否に係る乗客からの苦情が後を絶たなかったことから、ニューヨーク市は、2011 年、マンハッタン区以外への乗車拒否を行ったドライバーに対して、罰則を強化しました。その概要は、乗車拒否を行ったドライバーに対しての罰金を、初犯は\$350 から\$500 へ、2 年以内に 2 回捕まった場合は、\$500 から\$1,000 へと上方修正しました。また、3 年以内に 3 回捕まった場合は、罰金\$1,000 かつライセンス取り消しとしました。しかしながら、ドライバーの乗車拒否は、未だに行われているのが現状のようです。

⁴ 客からの電話で出向くタクシーのこと。地下鉄や市バスが近くを通らない地域では、リバリーキャブが事実上の市民の足となっている。リバリーキャブには料金メーターがついていないので、まず行き先を告げてから値段の交渉をする必要がある。

4 2013 年6月から登場したグリーンキャブ

そのようなニューヨーク市内のタクシー環境を改善させることを目的に、TLC はグリーンキャブを導入しました。

当初、イエローキャブ側は、グリーンキャブの登場により営業に支障が出るとして、メダリオンの発行の差止めを訴えていましたが、2013 年6月にニューヨーク州控訴裁判所がこれを棄却しました。そのため、リバリーキャブ（後のグリーンキャブ）がニューヨーク市内で流し営業を行うために必要なメダリオンを、今後3年で新たに1万8千枚追加することが認められ、遂に2013年6月からグリーンキャブによる営業が開始されました。



グリーンキャブ

グリーンキャブの外観は、イエローキャブと差別化を図るため、アップルグリーンに統一されています。また、アップルグリーンは、ニューヨーク市のニックネーム「The Big Apple」に由来しています。ちなみに、ニューヨークタイムス紙の表現によると「わさび色⁵」とのこと。車内はイエローキャブと全く一緒であり、支払いもカード払いが可能です。グリーンキャブは、車内に料金メーターが付いていることはもちろんですが、車体上部のランプと車体に印字された『NYC T BORO』が目印となっています。

5 グリーンキャブの利用範囲

グリーンキャブはマンハッタン区東96丁目以南及び西110丁目以南（セントラルパークを挟むため）で客を拾うことはできません⁶が、客を乗せてその地域内へ運ぶことは認められています。営業を許可されている地域は、通常イエローキャブがあまり行きたがらない、マンハッタン区以外の行政区（ブルックリン区、クイーンズ区、ブロンクス区、スタテンアイランド区）が中心（周辺の空港を除く）です。



6 所感

以前は、ブルックリン区やブロンクス区、ハーレム（マンハッタン区北部）でタクシーを拾おうとすると、流し営業を許可されていないハイヤー等、違法タクシーを捕まえるしか方法がありませんでした。しかし、グリーンキャブが市公認となったことにより、市民の利便

⁵ New York Times

<http://www.nytimes.com/2012/04/30/nyregion/new-yorks-new-taxi-is-green-literally.html?adxnml=1&adxnmlx=1387341713-kY12EuDwMmNLUPVC9W8iuw&r=0>

⁶ NYC Taxi & Limousine Commission

http://www.nyc.gov/html/tlc/html/passenger/shl_passenger.shtml

性は間違いなく向上しました。マンハッタン区のミッドタウンやその周辺では、まだ見かけることの少ないグリーンキャブですが、ハーレム等を訪れると、かなりの確率でグリーンキャブを見かけます。私自身は、普段、地下鉄や電車等の交通機関が充実していることもあり、タクシーを利用する機会はほとんどありませんが、私達にとって、急を要する場合や、交通機関が使えない場合には、タクシーは無くしてはならない移動手段です。今後も、市民の期待が高まるグリーンキャブと TLC の動向に注視していきたいと思えます。

(松田所長補佐 岩手県派遣)

